

○岡山市私立幼稚園における幼稚園型Ⅱ一時預かり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 保育を必要とする0～2歳児を定期的に預かる私立幼稚園に対して補助を実施し、受入れを推進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条により設置認可された私立幼稚園

(2) 一時預かり事業 「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日 5文科初第2592号・こ成保第191号）の別紙「一時預かり事業実施要綱」中「4 実施方法」に規定されているもののうち「(3) 幼稚園型Ⅱ」をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、一時預かり事業とし、その実施に当たっては、岡山市一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）実施要綱によるものとする。ただし、対象児童は市内に在住する0～2歳児に限る。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、一時預かり事業を実施する私立幼稚園の設置者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一時預かり事業の実施に必要な人件費、

給食費その他必要な経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、私立幼稚園ごとに、補助対象経費の実支出額から徴収金、寄附金その他の収入金を控除した額と次の各号により算定された額（いずれも児童1人当たりの日額）の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

(1) 2歳児

ア 年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設

(ア) 基本分 2,910円

(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）

a 超えた利用時間が2時間未満 330円

b 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 660円

c 超えた利用時間が3時間以上 990円

イ 年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設

(ア) 基本分 2,560円

(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）

a 超えた利用時間が2時間未満 280円

b 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 560円

c 超えた利用時間が3時間以上 840円

(2) 1歳児

(ア) 基本分 2,560円

(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）

a 超えた利用時間が2時間未満 280円

b 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 560円

c 超えた利用時間が3時間以上 840円

(3) 0歳児

(ア) 基本分 5,120円

(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）

a 超えた利用時間が2時間未満 560円

b 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 1, 120円

c 超えた利用時間が3時間以上 1, 680円

(補助金の交付申請)

第7条 規則第5条第1項第1号から第4号に規定する書類の提出は要しない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 一時預かりの実施状況が明らかになる書類

(2) 補助事業に係る経費の収支決算書

(3) 市税を滞納していないことを証明する書類

(着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第9条 規則第16条第2項の規定により、実績報告書の提出は要しない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年9月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。